

令和7年度 国際性に富む人材育成事業
グローバル・リーダー育成海外短期研修事業
アメリカ高等教育体験研修に係る業務委託企画提案応募要領

この要領は、令和7年度国際性に富む人材育成事業グローバル・リーダー育成海外短期研修事業 アメリカ高等教育体験研修に係る業務委託に関する企画提案および契約の締結において留意すべき事項を記したものである。

企画提案の参加者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

なお、本公募は国及び県の令和7年度予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものである。このため、国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがある。また、内閣府による企画提案内容の確認が得られなかった場合においても契約を締結しないことがある。

1 業務概要

- (1) 事業名：国際性に富む人材育成事業
(細事業名) グローバル・リーダー育成海外短期研修事業
アメリカ高等教育体験研修
- (2) 業務期間：契約締結の日から令和7年11月28日まで
- (3) 内容：事業目的等の詳細は、令和7年度国際性に富む人材育成事業グローバル・リーダー育成海外短期研修事業アメリカ高等教育体験研修に係る業務委託仕様書を参照

2 主催及び連絡先

- (1) 主 催：沖縄県教育庁県立学校教育課
- (2) 連絡先：沖縄県教育庁県立学校教育課 担当：普通教育班 新城 秀人
〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL：(098) 866-2715 FAX：(098) 866-2718
E-mail：shinjhdt@pref.okinawa.lg.jp
※連絡の際の件名は、「グローバル・リーダー育成海外短期研修事業 企画提案」とすること。

3 予算額

- 委託料上限額：委託料金 28,726,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）
※ 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を計上する。
※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務委託仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。提案内容に基づき改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。
※ 事業終了時には精算報告書の提出を受け、実際に支出した額（一般管理費は除く）を契約額の範囲内で支払うものとする。

4 応募資格

- (1) 旅行業法施行規則第1条の2に規定する旅行業登録を行っており、受注型企画旅行契約を取り扱える者であること。コンソーシアムの場合には、構成員の1者以上がこの条件をみたすこと。
- (2) 過去2年間に、類似事業の実施、または海外留学・研修に関する活動実績を有すること。

1 2 提出書類等

- (1) 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・【様式 1】
- (2) 企画提案書・・・・・・・・・・・・【様式 2】任意様式
- (3) 団体等概要表（組織図、業務内容、資格等）・・・【様式 3】任意様式
- (4) 実績書・・・・・・・・・・・・【様式 4】
- (5) 経費見積書・・・・・・・・・・・・【様式 5】
- (6) 見積明細書・・・・・・・・・・・・【様式 6】任意様式

※この事業を実施するにあたって一切の費用を積算すること。

1 3 企画提案プロポーザル日程

（予定）日時：令和 7 年 4 月 15 日（火）14 時 00 分～16 時 00 分

場所：沖縄県教育庁 第 1 会議室

1 4 選定方法

- (1) 企画提案書及び関係書類を提出後、上記 1 3 で設定された日時に企画提案プロポーザルを実施する。当該企画案内容について、沖縄県教育委員会に設置する企画提案選定委員会にて審査を行い、優先交渉権者を決定する。その結果は応募者へ通知する。ただし、応募者の中に適格者がいないときは優先交渉権者を選定しない場合がある。また、必要があると認められる場合にはヒアリング等を行うとともに、採否についての異議申し立て等は受け付けないものとする。
- (2) 応募者が 4 者以上ある場合は、県立学校教育課にて第 1 次審査（書類審査）を行い、上位 3 者以内に選定し、上記 1 3 で設定された日時に企画提案プロポーザルを実施する。

1 5 その他

- (1) 提出書類等の作成及び上記 1 3 のプロポーザル等への出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (3) 企画提案仕様書において示した事業内容以外に、必要だと考えられる事項がある場合は、企画書において提案すること。
- (4) 提案を採択した場合でも、協議の上、提案内容を一部変更する場合がある。
- (5) 本事業を実施するにあたり、責任者を置くこととし、その者は全ての調整に応じることとする。
- (6) 本要領に示されていない事項については、協議の上取り決めるものとする。

*1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。